

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	1 敷地内許可建築物以外（一団地型又は連坦建築物総合設計）の建築物を、公開空地の維持を条件にした建築許可	
根拠法令・条項	建築基準法第86条の2第3項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>既に総合設計制度を活用して、一団地認定をおこなっている区域の増築等に対する許可であり、建築基準法第86条の2及び同法第59条の2の審査基準をあわせたものを審査基準とする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	